

# 三原市大和人権文化センターだより

新年あけましておめでとうございます。

新たな年を迎えられましたことを心よりお祝い申しあげます。

今年も皆さまにとって幸せ多い年でありますよう お祈りいたします。



## 人権講演会を開催しました

12月13日(水)、講師に一般財団法人 ヒロシマ人権財団 評議員の西迫利孝さんをお迎えし、

『一人ひとりが輝いて生きるために ～お互いを認め合い ともに歩もう～』という演題で、ご講演いただきました。

本講演では、講師ご自身の生い立ちや、実体験においての気づきや疑問を人権という視点で振り返り、差別意識、人権課題をわかりやすくお話しいただきました。

自分の差別性や誤った認識に気づき、すべての人の人権を尊重する生き方をするにより、「幸せ」な人生を歩んでいけるのではないのでしょうか。真に「誰一人として取り残されない」社会をめざしてともに歩んでいきましょう。



## 受講者の方から

- 講師の方の実体験を基にした講演で分かりやすく共感できた。差別に気づくことが大事で、自分のなかの差別意識を見直していきたい。
- 体験に基づいた話だったので“うん、うん”同感！分かりやすいお話でした。
- 女性として無意識に受け入れていたこと、実は仕方ないことと受け入れていたことに気づかされました。
- 高齢者の意識改革は難しいと思うが、年少の頃からの人権教育を積み重ねる事が未来につながると思う。
- このような講演会に参加して少しでも人権についての理解を深めていきたいと思えます。そして行動につなげていきたいです。
- いろんな人との出会いや、経験から差別について真剣に取り組んでこられた姿をみて、立ち止まらず、関心をもって学んでいかななくてはと感じました。みんなが幸せと感ぜられる人生が送れたらと思いました。

## 「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍簿本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。  
制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

- にちじ 1月19日(金) 9:00~12:00
  - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談  
相談員2名で対応します。次回は、2月16日(金)の予定。  
電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

- 人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。  
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。
- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
  - ところ 三原市大和人権文化センター
  - 電話 0847-33-1308

# 人権のひろば



まな 学ぼう! エスディー・アール・エス (持続可能な開発目標) (17)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

16 平和と公正をすべての人に



## 【目標 16. 平和と公正をすべてのひとに】

平和でだれでもがうけいられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくることを目標としています。世界では、5分に一人の子どもが暴力によって亡くなっています。子どもにとっての「おうち」は、楽しく、安心して過ごせる場所のほとんどですが、子どもが初めて暴力を受ける場所の多くが「おうち」であることも事実です。世界の2~4歳の子どもの75%は、日常的に保護者からの暴力的なしつけを受けています。家庭の子どもへの暴力が完全に禁じられている国に住んでいる5歳未満の子どもは、わずか9%にすぎません。また、世界には4人に一人の子どもが、法的に「存在していない」現実があります。私たち一人ひとりが“存在している”ことを法的に証明する「出生届(出生登録)」が、さまざまな理由で提出されず、公的な存在証明を持たない人や子どもたちがたくさんいます。出生登録がないと、教育、保健、その他の不可欠なサービスから除外されることが多く、搾取や虐待を受けやすくなります。

ユニセフ事務局長ヘンリエッタ・フォアさんは、「すべての子どもには名前、国籍、法的身分に対する権利があり、子どもの権利条約で定められているように、すべての子どもが登録されるまで行動を止めてはなりません」と述べられています。

(出典:公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界 SDGs CLUB」)

## ★きょうは何の日? 1月 人権カレンダー



### 1月24日は「法律扶助の日」

1952(昭和27)年1月24日、一般財団法人・法律扶助協会によって制定された日本の記念日です。法律扶助とは、経済的な理由などで民事裁判を受けられない人を対象に、裁判費用の立替えなど弁護士・司法書士の費用を援助することによって裁判を受けることを保障する制度のことをいいます。国民は裁判によって自らの利益を守ることを主張できますが、裁判を受けることができるのは大切な権利の一つだといえます。これを機会に人権について改めて考えてみませんか?